

奈良市公報

第84号

令和4年11月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
10 17	536	令和4年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
10 18	537	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
10 18	538	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
10 18	539	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
10 18	540	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
10 18	541	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
10 18	542	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
10 20	543	差押調書の公示送達	滞納整理課
10 21	544	農用地利用集積計画の決定	農政課
10 21	545	放置自転車等の保管	環境政策課
10 25	546	放置自転車等の保管	環境政策課
10 25	547	平城京左京三条二坊宮跡庭園の臨時開園	文化財課
10 25	548	近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	住宅課
10 25	549	道路の位置指定の一部廃止	建築指導課
10 27	550	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
10 27	551	放置自転車等の保管	環境政策課
10 27	552	差押調書の公示送達	滞納整理課
10 27	553	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
10 28	554	奈良市公報号外第26号に掲載	保育所・幼稚園課
10 28	555	奈良市営墓地使用者の募集	斎苑管理課
10 31	556	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課

10	31	557	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
10	31	558	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
10	31	559	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
10	31	560	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
監 査				
月	日	番号	件名	
10	31	19	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
10	17	46	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
10	17	47	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
10	17	48	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
10	25	23	奈良市公報号外第26号に掲載	企業出納課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
10	24	8	奈良市公報号外第26号に掲載	教育支援・相談課

告

示

奈良市告示第536号

令和4年10月14日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年10月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和4年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度奈良市一般会計
補正予算（第5号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,714,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,330,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		33,277,169	2,694,100	35,971,269
	2. 国庫補助金	4,622,200	2,694,100	7,316,300
19. 寄附金		721,750	20,000	741,750
	1. 寄附金	721,750	20,000	741,750
歳入合計		152,616,584	2,714,100	155,330,684

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		20,087,824	20,000	20,107,824
	2. 企画費	5,828,953	20,000	5,848,953
3. 民生費		67,519,137	2,694,100	70,213,237
	1. 社会福祉費	30,724,469	2,694,100	33,418,569
歳出合計		152,616,584	2,714,100	155,330,684

(令和 4 年 10 月 17 日掲示済)

奈良市告示第 537 号

令和 3 年奈良市告示第 233 号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和 4 年 10 月 13 日から適用する。ただし、1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表の改正規定中新型コロナウイルス感染症の部コミナティ筋注 6 ヶ月～4 歳用（予防接種実施規則附則第 7 条第 1 項第 5 号に規定する方法）の項に係る部分は、同年 10 月 24 日から施行する。

令和 4 年 10 月 18 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注（予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）附則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する方法）	初回接種（予防接種実施規則附則第 7 条第 1 項の初回接種をいう。以下同じ。）	12 歳以上の者	令和 3 年 4 月 12 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種（予防接種実施規則附則第 8 条第 1 項の第一期追加接種をいう。以下同じ。）		令和 3 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	
		第二期追加接種（予防接種実施規則附則第 9 条第 1 項の第二期追加接種をいう。以下同じ。）	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）	令和 4 年 5 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	
	コミナティ筋注 5～11 歳用（予防接種実施規則附則第 7 条第 1 項第 3 号に規定する方法）	初回接種	1 回目の接種時において、5 歳以上 12 歳未満の者	令和 4 年 2 月 21 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	
		第一期追加接種		5 歳以上 12 歳未満の者	
	スパイクバックス筋注（旧販売名：COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）（予防接種実	初回接種	12 歳以上の者	令和 3 年 6 月 14 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	

施規則附則第7条第1項第2号に規定する方法)	第一期追加接種	18歳以上の者	令和3年12月17日から令和5年3月31日まで
	第二期追加接種	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで
ヌバキノビッド筋注(予防接種実施規則附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで
	第一期追加接種	18歳以上の者	令和5年3月31日まで
コミナティ筋注6ヵ月～4歳用(予防接種実施規則附則第7条第1項第5号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	令和4年10月24日から令和5年3月31日まで
スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(予防接種実施規則附則第10条第1項第1号に規定する方法)	令和四年秋開始接種(予防接種実施規則附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)	18歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで
コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(予防接種実施規則附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	
コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(予防接種実施規則附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年10月13日から令和5年3月31日まで

備考 既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第一期追加接種を、既に令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第二期追加接種をそれぞれ接種することができない。

(令和4年10月18日揭示済)

奈良市告示第538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月18日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年9月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100710	特定非営利活動法人和合会	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	COCOLO	632-0221	奈良市都祁白石町2307番地	計画相談支援	令和10年8月31日

(令和4年10月18日掲示済)

奈良市告示第539号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和4年10月18日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年9月3日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100514	株式会社 STAY HOME	602-8266	京都府京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町180番地2	STAY HOME	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町11-8、11-12	共同生活援助

(令和4年10月18日掲示済)

奈良市告示第540号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月18日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年9月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100301	株式会社スリーティーズ	631-0043	奈良県奈良市菅野台20番10号	たすく	630-8113	奈良市法蓮町166番地の1-2-B	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和10年8月31日
2950100319	株式会社 LITALICO パートナーズ	153-0051	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	LITALICO ジュニア 新大宮教室	630-8115	奈良市大宮町四丁目266-1 三和大宮ビル201	児童発達支援、保育所等訪問支援	令和10年8月31日

(令和4年10月18日揭示済)

奈良市告示第541号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月18日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年9月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103775	合同会社 necco	630-8101	奈良県奈良市青山二丁目1番地の32	ケアサポート貴都	630-8101	奈良県奈良市青山四丁目3番地の2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	令和10年8月31日
2910103783	株式会社オッフエ	634-0005	奈良県橿原市北八木町一丁目1番8号	おふぁー新大宮事業所	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目310-9	就労継続支援A型	令和10年8月31日
2910103791	株式会社ニジロセプト	630-8327	奈良県奈良市東木辻町34番地	ヒトイロ	630-8325	奈良県奈良市西木辻町134番地4-4階	就労継続支援B型	令和10年8月31日
2910103809	株式会社ベストライフ西日本	591-8022	大阪府堺市北区金岡町3034番地21	ベストライフ奈良訪問介護事業所	630-8131	奈良県奈良市大森町97-1	居宅介護、重度訪問介護	令和10年8月31日
2910103817	株式会社ケア21	530-0003	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	ケア21奈良新大宮	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目2番地14 舳舂駅前ビル2階201号室	居宅介護、重度訪問介護	令和10年8月31日

(令和4年10月18日揭示済)

奈良市告示第542号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月18日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年9月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101290	株式会社ニチイ学館	101-0062	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター東九条	630-8144	奈良県奈良市東九条町754-4	居宅介護、重度訪問介護	令和10年8月31日
2910102553	株式会社花花	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南六丁目7-39	サポートセンター花花	631-0012	奈良県奈良市中山町43番地	居宅介護、重度訪問介護、行	令和10年8月31日

							動援護	
2910102561	株式会社協阪	630-8141	奈良県奈良市南 京終町646番地	訪問介護お っはー	630-8141	奈良県奈良市 南京終町七丁 目564番地4	居宅介護、 重度訪問 介護、行動 援護、同行 援護	令和10 年8月 31日
2920100159	社会福祉 法人あゆ みの会	631-0811	奈良県奈良市秋 篠町1381-1	若葉ハウス	631-0837	奈良県奈良市 若葉台1-6-9	共同生活 援助	令和10 年8月 31日

(令和4年10月18日揭示済)

奈良市告示第543号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年10月20日揭示済)

奈良市告示第544号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年10月21日

奈良市長 仲川元庸

(令和4年10月21日揭示済)

奈良市告示第545号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年10月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和4年10月13日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 4 年 10 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 546 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 10 月 25 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 4 年 10 月 19 日

3 移動対象区域

近鉄西ノ京駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 4 年 10 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 547 号

奈良市宮跡庭園条例施行規則(昭和 59 年奈良市規則第 48 号)第 3 条ただし書の規定により、平城京左京三条二坊宮跡庭園を令和 4 年 10 月 25 日から令和 4 年 11 月 12 日までの間の次の各号に掲げる日を臨時に開園します。

(1) 毎週水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

令和 4 年 10 月 25 日

奈良市長 仲川元庸

(令和4年10月25日揭示済)

奈良市告示第548号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の規定による令和5年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表する。

令和4年10月25日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住居番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性 係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	72,300	0.7177
		74.8	3-4号館	72,200	0.7177
		74.8	5-6号館	76,600	0.7177
		39.3	6号館	40,200	0.7177
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	18,900	0.7393
		74.9	1-2号棟	90,300	0.7673
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	73,300	0.7158
		64.2	1-2号棟	63,000	0.7158
		64.5	1-2号棟	63,300	0.7158
		71.9	1-2号棟	70,600	0.7158
		74.6	3号棟	73,100	0.7158
		64.2	3号棟	62,900	0.7158
		64.5	3号棟	63,200	0.7158
		71.9	3号棟	70,500	0.7158
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	67,800	0.7471
		64.5	1-2号棟	58,600	0.7471
		71.2	1-2号棟	64,700	0.7471
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	20,100	0.7190
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	21,100	0.7443
		28.0	141-150	21,900	0.7443
		33.8	151-160	24,300	0.7443
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	115,400	0.7729
		60.7	1-2号棟	99,800	0.7729
		55.3	1-2号棟	98,000	0.7773
		70.1	3号棟	110,600	0.7729
		60.7	3号棟	95,700	0.7729
		55.3	3号棟	94,900	0.7773
		60.1	3号棟	94,800	0.7729
		41.6	3号棟	65,200	0.7729
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	14,400	0.7127
		55.4	143-157	20,400	0.7127
		58.8	158-164	21,400	0.7127
		58.8	165-188	20,900	0.7127
		74.6	1-23	93,300	0.7337
		74.6	24-35	91,000	0.7337
		74.9	36-62	90,400	0.7337
		74.9	63-66	91,300	0.7337

		74.9	67-102	94,000	0.7337
		75.0	103-112	91,400	0.7337
		74.9	113-118	88,500	0.7337
		74.9	119-124	100,600	0.7337
		74.8	125-128	101,100	0.7337
		74.8	129-134	103,100	0.7337
		74.9	137-138	102,800	0.7337
		74.9	135-136	99,600	0.7337
		75.0	139-140	91,700	0.7337
		74.8	141-154	106,800	0.7337
		31.4	1-12	16,500	0.7050
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	58.8	79-91	20,400	0.7000
		58.8	92-101	31,000	0.7000
		74.8	1-10	87,700	0.7144
		74.9	25-28	89,400	0.7144
		74.9	11-24	88,500	0.7144
		74.9	29-32	89,400	0.7144
		74.9	33-38	92,100	0.7144
		74.9	39-43	92,100	0.7144
		75.0	44-47	92,600	0.7144
		74.9	48-53	92,400	0.7144
		75.0	54-55	86,400	0.7144
		74.9	56-57	98,300	0.7144
		74.9	58-63	92,000	0.7144
		75.0	64-65	86,000	0.7144
		75.1	66-73	99,400	0.7144
		75.0	74-79	101,500	0.7144
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	55.4	76-105	21,400	0.7025
		75.0	1-28	92,900	0.7182
		74.9	39-43	90,500	0.7182
		74.9	29-38	91,300	0.7182
		74.8	44-49	89,500	0.7182
		74.9	50-53	89,600	0.7182
		74.9	54-55	90,300	0.7182
		74.9	56-59	93,200	0.7182
		75.0	60-67	90,600	0.7182
		75.0	68-71	90,700	0.7182
		74.9	72-75	88,700	0.7182
		74.9	76-77	100,200	0.7182
		74.7	78-79	104,200	0.7182
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	21,000	0.7013
		58.8	21-30	30,800	0.7013
		74.9	1-8	91,600	0.7163
		75.0	9-14	92,300	0.7163
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	82,700	0.7566
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	26,400	0.7422

		37.6	2号棟	24,900	0.7422
		42.1	3号棟	23,900	0.7422
		38.7	4号棟	22,000	0.7422
		42.3	5-6号棟	24,800	0.7422
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	22,600	0.7139
		74.8	101-404	77,200	0.7163
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	44,600	0.7836
		65.0	5-9号棟	54,600	0.7836
		55.0	5-9号棟	46,300	0.7836
		45.0	5-9号棟	37,700	0.7836
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	49,600	0.7965
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1-20	11,300	0.6821
		31.5	21-36	11,000	0.6821
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1-20	10,400	0.6797
		31.5	21-40	11,200	0.6797
西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び 西之阪町	47.3	1期	32,300	0.7965
		47.3	2期	32,300	0.7965
		51.1	3期A	45,800	0.7965
		51.1	3期B	45,800	0.7965
横井地区 改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目	80.0	1	29,900	0.7105
		80.0	4, 5, 10, 11	32,800	0.7105
		80.0	6-8, 13-22	33,400	0.7105
		80.0	2	31,100	0.7095
		80.0	3	32,800	0.7095
		80.0	9, 12	33,400	0.7095
		80.0	23, 26-32	30,600	0.7105
		80.0	24, 25	30,600	0.7095
		80.0	34, 36, 41, 45, 48-51	31,100	0.7105
		80.0	35, 37-39, 43, 46, 52-57, 59-65	31,600	0.7105
		80.0	44, 47	31,100	0.7095
		80.0	33, 40, 58	31,600	0.7095
		80.0	88	38,900	0.7105
		80.0	83	39,500	0.7105
		80.0	89, 91	40,100	0.7105
		80.0	66, 70, 78, 87, 99	40,600	0.7105
		80.0	67, 69, 71, 72, 74, 76, 77, 79, 84-86, 90, 92, 94-98	41,200	0.7105
		80.0	73, 82, 93	40,600	0.7095
		80.0	68, 75, 80, 81	41,200	0.7095
		80.0	105, 106, 108, 111	48,900	0.7105
80.0	100-103, 109-115	49,500	0.7105		
80.0	104	48,900	0.7095		
80.0	107	49,500	0.7095		
80.0	207, 212, 213, 215	53,300	0.7105		

		80.0	201, 203, 204, 206, 209-211, 214, 216, 217	53,900	0.7105
		80.0	208	52,200	0.7095
		80.0	202	53,300	0.7095
		80.0	205	53,900	0.7095
		80.0	224	55,500	0.7105
		80.0	221	56,600	0.7105
		80.0	218-220, 222, 223	57,200	0.7105
		80.0	225	57,200	0.7095
		80.0	226, 227	59,900	0.7105
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	80.0	132, 133	47,200	0.7105
		80.0	116-127, 129-131, 134, 135	49,500	0.7105
		80.0	128	49,500	0.7095
		80.0	136-139, 141	48,900	0.7105
		80.0	140	48,900	0.7095
		80.0	143-153	49,900	0.7105
		80.0	154	49,900	0.7095
		80.0	158, 159	50,100	0.7105
		80.0	155-157, 161, 162	50,600	0.7105
		80.0	160	50,600	0.7095
		80.0	163, 167-172, 176-178	49,700	0.7105
		80.0	166	49,100	0.7095
		80.0	164, 165, 173-175	49,700	0.7095
		80.0	181-186	50,500	0.7105
		80.0	179	49,900	0.7095
		80.0	180	50,500	0.7095
		80.0	187-190	57,200	0.7105
		80.0	191, 193, 195, 196	56,000	0.7105
		80.0	192	55,500	0.7095
		80.0	194	56,000	0.7095
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	120.0	3	66,800	0.7105
		120.0	1, 4	67,300	0.7105
		120.0	2	67,300	0.7095
		120.0	5, 6	68,500	0.7105
		120.0	7-9	69,900	0.7095
		124.6	10	84,000	0.7105
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	52,500	0.7383
		81.0	1-3, 5, 6	53,100	0.7383
		81.0	20	54,100	0.7383
		81.0	7-14, 19, 25, 26, 39, 40	54,700	0.7383
		81.0	27-36	55,400	0.7383
		81.0	41, 43-45	57,600	0.7383

		81.0	46, 47	61, 500	0.7383
		83.7	102-109	65, 700	0.7383
		82.1	48-71	61, 700	0.7383
		82.1	110-113	64, 100	0.7383
		82.1	72-79, 82-101	61, 900	0.7383
		82.1	15-17	59, 700	0.7383
		82.1	18	60, 300	0.7383
		82.1	21, 22	62, 200	0.7383
		82.1	114-119	62, 200	0.7383
		82.1	128, 129	62, 900	0.7383
		82.1	124-127	62, 900	0.7383
		82.1	132, 133	63, 600	0.7383
		82.1	140, 141	63, 600	0.7383
		82.1	80, 81	63, 600	0.7383
		82.1	136, 137	64, 200	0.7383
		82.1	122, 123	63, 600	0.7383
		82.1	138, 139	65, 600	0.7383
		82.1	143, 144	62, 700	0.7383
		82.1	134, 135	62, 700	0.7383
		82.1	130, 131	64, 000	0.7383
		82.1	145-148	64, 000	0.7383
		82.1	120, 121	63, 200	0.7383
		82.1	149, 150	63, 700	0.7383
		82.1	151, 152	63, 700	0.7383
畑中地区 小規模改良住宅	奈良市船橋町	77.8	101-404	87, 900	0.7780
第1号 コミュニティ 住宅	奈良市三条本町	53.9	109-116~609-616	59, 500	0.8246
		65.4	上記以外6Fまで	72, 200	0.8246
		74.7	701-1319	82, 600	0.8246
第2号 コミュニティ 住宅	奈良市紀寺町	74.6	1期301-403	72, 800	0.7163
		66.1	1期 101, 104, 201, 204	64, 500	0.7163
		46.3	1期上記以外	45, 100	0.7163
		74.6	2期301-403	75, 400	0.7163
		66.1	2期 101, 104, 201, 204	66, 700	0.7163
		46.3	2期上記以外	46, 800	0.7163
		74.6	3期下記以外	73, 700	0.7163
		66.1	3期 102, 202, 302, 402	65, 300	0.7163
西之阪地区改良住宅 店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5-8, 10-14	17, 800	0.7951
		22.0	15-17, 19, 23	12, 100	0.7951
		22.0	25	14, 800	0.7951
		22.0	26-27	20, 800	0.7951
		28.0	24	20, 100	0.7951
		28.0	25	20, 700	0.7951

		28.0	27	22,500	0.7951
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	27,600	0.7095

(令和4年10月25日揭示済)

奈良市告示第549号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和4年10月25日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
申請者氏名	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業 施行者 奈良市 代表者 奈良市長 仲川 元庸
廃止する道路の位置	奈良市大安寺七丁目676番3及び同番4の各一部
廃止する道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
廃止する道路の延長	34.80m
廃止年月日	令和4年10月25日
廃止番号	第R0405号

(令和4年10月25日揭示済)

奈良市告示第550号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和4年10月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
令和3年度国民健康保険料督促状	3月期	令和4年4月20日	令和4年5月6日
令和3年度国民健康保険料督促状	3月期	令和4年5月19日	令和4年6月2日
令和4(2)年度国民健康保険料督促状	4月期	令和4年5月19日	令和4年6月2日
令和4(3)年度国民健康保険料督促状	4月期	令和4年5月19日	令和4年6月2日
令和4(3)年度国民健康保険料督促状	5月期	令和4年6月20日	令和4年7月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	6月期	令和4年7月20日	令和4年8月3日
令和4(3)年度国民健康保険料督促状	7月期	令和4年8月18日	令和4年9月1日
令和4年度国民健康保険料督促状	7月期	令和4年8月18日	令和4年9月1日
令和4年度国民健康保険料督促状	8月期	令和4年9月20日	令和4年10月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	9月期	令和4年10月20日	令和4年11月4日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和4年11月14日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和4年10月27日揭示済)

奈良市告示第551号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年10月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年10月26日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年10月27日掲示済）

奈良市告示第552号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年10月27日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

（令和4年10月27日掲示済）

奈良市告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月27日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡田 勇紀	奈良県奈良市小川町1番地	柔道整復	令和4年 4月30日
やすらぎの整骨院			
牧野 高之	奈良県奈良市小川町1番地	柔道整復	令和4年 4月30日
やすらぎの整骨院			
牧野 高之	奈良県奈良市小川町1番地	はり・きゅう	令和4年 4月30日
やすらぎの整骨院			
佐藤 拓也	奈良県奈良市小川町1番地	柔道整復	令和4年 4月30日
やすらぎの整骨院			
佐藤 拓也	奈良県奈良市小川町1番地	あんま	令和4年 4月30日
やすらぎの整骨院			
佐藤 拓也	奈良県奈良市小川町1番地	はり・きゅう	令和4年 4月30日
やすらぎの整骨院			
小田 智佳	奈良県奈良市小川町1番地	柔道整復	令和4年 4月30日
やすらぎの整骨院			

(令和4年10月27日揭示済)

奈良市告示第555号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。
令和4年10月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画

寺山霊苑 45区画 (A 東募集区 21区画、A 西募集区 16区画、B 東募集区 7区画、C 西募集区 1区画)
七条町南山墓地 2区画

(2) 募集内容

ならしみんだより 11月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、斎苑管理課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込期間

ア 持参による申込みの場合

令和4年11月1日(火)から令和4年11月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先：奈良市役所 斎苑管理課(奈良市役所中央棟3階)

イ 送付による申込みの場合

令和4年11月1日(火)から令和4年11月25日(金)

送付先：奈良市役所 斎苑管理課

(5) 申込時間

持参による申込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 奈良市営墓地使用申込書、抽選結果送付用84円切手1枚、10円切手1枚を持参してください。

イ 郵送による申込みの場合 奈良市営墓地使用申込書、受付控送付用84円切手1枚、抽選結果送付用84円

切手1枚、10円切手1枚を同封し、使用申込書に印鑑を押印して送付してください。

ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込んでください。

エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。

オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください。

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込み状況の問合せについては原則お答えできません。

ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

ケ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

※申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選（申込者多数の場合）

(1) 抽選日時

令和4年12月2日（金）午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所中央棟3階 301会議室

(3) 抽選結果については、封書で通知します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

令和4年12月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

奈良市役所 斎苑管理課（奈良市役所中央棟3階）

(4) 当選通知書、使用許可申請書、申込受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの。）を持参してください。

(5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 墓地使用料の払込み

(1) 納付期限

令和5年1月13日（金）まで

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。

(3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用開始

令和5年2月1日（水）から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所 斎苑管理課

0742-34-3502

0742-34-5161（ダイヤルイン）

（令和4年10月28日揭示済）

奈良市告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月31日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効
	名称	郵便	住所	名称	郵便	住所		

		番号			番号			期限
2910100540	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24	630-8113	奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階	自立生活センター・サポート24	630-8113	奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階	行動援護	令和10年9月30日
2910103742	合同会社イズプロジェクト	619-0216	京都府木津川市州見台四丁目19番地2	福祉事業所ラベンダー	631-0804	奈良市神功四丁目1番地8 ループ神功302号室	行動援護	令和10年9月30日
2910103825	株式会社 H. I. S. A.	630-8357	奈良市杉ヶ町86番8号 MiRA1BLDG. III 3F	グループホームCoeur2	630-8101	奈良市青山八丁目93-2	短期入所	令和10年9月30日
2920100605	株式会社 H. I. S. A.	630-8357	奈良市杉ヶ町86番8号 MiRA1BLDG. III3F	グループホームCoeur2	630-8101	奈良市青山八丁目93-2	共同生活援助	令和10年9月30日

(令和4年10月31日揭示済)

奈良市告示第557号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和4年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100327	一般社団法人空	630-8223	奈良市角振新屋町8番地	からあ	630-8441	奈良市神殿町665-3	放課後等デイサービス	令和10年9月30日
2950100335	一般社団法人障がい者IT雇用促進機構	630-0243	奈良県生駒市俵口町1134番地の1	ツクルKids	630-8012	奈良市二条大路南一丁目3-1 ミ・ナーラ1F	児童発達支援	令和10年9月30日

(令和4年10月31日揭示済)

奈良市告示第558号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和4年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101677	社会福祉法	630-	奈良市鹿野園	バルツァ・	630-	奈良市鹿野園町	障害児相	令和10

	人バツア 事業会	8425	町1000-1	ゴードル	8425	1000-1	談支援	年9月 30日
--	-------------	------	---------	------	------	--------	-----	------------

(令和4年10月31日揭示済)

奈良市告示第559号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和4年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効 期限
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所		
2910100185	社会医療 法人平和 会	630- 0818	奈良市奈西大 寺赤田町一丁 目7番1号	吉田病院ホー ムヘルプステ ーション	630- 0818	奈良市西大寺 赤田町一丁目7 番1号	行動援護	令和10 年9月 30日

(令和4年10月31日揭示済)

奈良市告示第560号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年10月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和4年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効 期限
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所		
2950161469	株式会社 アートチ ャイルド ケア	140- 0002	東京都品川区 東品川一丁目 3番10号	アートチャイ ルドケア SED スクール近鉄 学園前	631- 0036	奈良市学園北 一丁目11番 10号森田ビル 4階	児童発達 支援	令和10 年9月 30日

(令和4年10月31日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和4年10月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 藤 田 幸 代

奈 企 第 763 号
令和4年10月12日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様

同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様
同 藤 田 幸 代 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和2年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 包括外部監査の結果及び意見

5 契約事務

(2) 契約事務に関する調査並びに結果及び意見

② 結果及び意見

【結果9】

一般競争入札等に係る最低制限基準価格等について、設定金額の算出に用いるモデルが長期間更新されていない。見直しを検討すべきである。

（企業総務課）

【監査結果】

奈良市企業局では競争入札による工事請負契約において最低制限基準価格等を設定する際は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の工事設計金額それぞれに対して、一定割合を乗じて算出することとしている。

当該一定割合は、低廉な価格による工物品質の低下防止や、下請業者を含めた公共工事従事者の人件費の上昇等、世間の経済状態を考慮して、国土交通省が数年ごとに改定する。しかしながら、奈良市企業局では平成20年に改正された割合（①95%、②90%、③60%、④30%）を設定したまま更新していない。

平成31年3月29日に国土交通省及び総務省が発出した「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」においては、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の額に、①97%、②90%、③90%、④55%を乗じて得た額とされ、奈良市企業局の採用割合より高い割合が設定されている。そのため、奈良市企業局の最低制限基準価格等は国土交通省及び総務省の示す価格より低価格に算出されることになる。

このような状態が継続すると、奈良市企業局では、他の自治体に比べて低廉な価格で落札される可能性が高いと判断して入札者が減り、活発な入札が行われなくなる可能性がある。また、低廉な価格での入札となることで工事の質の確保もできなくなるおそれがある。最低制限基準価格等の算定に際しては、現在の経済状態を適切に反映するために、設定割合については常に見直すことが必要である。

また、工事の種類によって、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の占める金額・比率が異なるため、当該影響を考慮しながら設定割合を見直すことが望ましい。

現在、奈良市企業局では、最低制限基準価格等の設定範囲は予定価格に対して70%以上から90%以下とされており、その範囲外の算出時には設定範囲の上限又は下限の金額を最低制限基準価格等とすることとしている。最低制限基準価格等の算定時に用いる割合の引上げに伴い、全体的に算出価格が上がるため、従来の設定範囲が適切ではないケースが生じる可能性があることから、設定範囲の見直しが必要となる。

参考に、奈良市企業局において令和元年度に施工された下記2件の工事について、実際に用いられた平成20年の割合と、最新の平成31年の割合での算出金額を比較した。工事案件①、②ともに1割弱、最低制限基準価格等が高く設定される結果となった。（表省略）

【措置の内容】

奈良市企業局における送・配水管工事請負契約に係る入札について、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領で規定し、令和3年度から適用しています。

【結果10】

再委託先が奈良市暴力団排除条例に基づく措置を講じているかどうかの確認が不足している。確認手続を徹底する

必要がある。

(企業総務課)

【監査結果】

奈良市の契約の相手先は奈良市暴力団排除条例に従って再委託先が暴力団等でないことを確かめる必要があるが、契約の相手先が適切に確かめているかを奈良市企業局で確認する手続が定められておらず、現状、担当課任せとなっており、統一した運用を実施していなかった。結果、確認手続が不足している事例が識別された。

契約の相手先が適切に確かめているかについて、奈良市企業局での確認手続を徹底する必要がある。

【措置の内容】

再委託をする場合には、奈良市暴力団排除条例に基づく措置を講じた旨の確認書類として、再委託者が暴力団等ではない等の確認項目を加えた「再委託承認申請書」を徴取しています。

6 財産管理

(1) 固定資産管理

④ 管理及び処分

【結果12】

水道管の除却処理について、実際の除却処理にかかわらず、固定資産台帳上、古い取得年度の水道管から除却処理を実施している。

(企業出納課)

【監査結果】

水道管の現物を除却した際、固定資産台帳では、除却対象の水道管と「管種」「口径」が一致する、最も取得年度が古い資産を除却延長分だけ部分除却している。これでは、固定資産台帳が実際の水道管等の配置状況と乖離していくことになり、会計数値の誤りにつながる。固定資産台帳で除却処理する際は、「管種」「口径」のみでなく、取得年度も一致する資産を除却処理する必要がある。さらに、【意見 10】に記載のとおり、マッピングシステムと固定資産台帳を結びつける作業により、より正確に除却処理することが可能になると考えられる。

なお、固定資産台帳のデータは、現在の奈良市企業局の財政状態を表すだけでなく、将来の水道管の更新投資額を算出するための重要なデータである。このデータが実際の水道管の布設状況と乖離している場合、将来の更新投資額の算出を誤ることにつながりかねない。その観点からも、固定資産台帳からの除却処理を適切に行うことは重要である。

【措置の内容】

令和 2 年度決算分から、取得年度が判明している除却対象水道管については、当該年度の資産からの除却を行いました。

⑤ 固定資産の現物確認手続について

【結果13】

固定資産の現物確認手続が有効に機能していないため、適切に現物確認を実施できる体制を構築する必要がある。

(企業出納課)

【監査結果】

固定資産台帳から任意に 27 件を抽出し現物確認を実施した結果、5 件が既に除却済であったにもかかわらず、固定資産台帳からの除却処理がなされていない。また、固定資産の現物確認の対象に、現物確認が不可能であるはずの水道管及び下水道管が含まれているが、所管課は当該事実と言及することなく、現物を確認した旨の「固定資産現物確認結果報告書」を作成している。

奈良市企業局は、会計規程第 82 条第 2 項及び第 3 項に基づき、毎年、固定資産の現物確認を実施しているとのことであるが、有効に機能していないおそれがある。

これは、固定資産の現物確認の方法が各課に委ねられており、属人的に行われていることが要因と考えられる。会計処理は固定資産台帳を基に行われるため、固定資産台帳が実態を表していないとなると、会計数値の信頼性にも影響することになる。マニュアル等で現物確認に関する統一した方法を定め、適切に現物確認を実施できる体制を構築する必要がある。

【措置の内容】

令和 3 年度に適切な現物確認を実施するため、従来の確認リストから量水器、配水管設備（導・送・配水管）及び管渠施設並びに目視不可能な資産を除き、確認欄を設けました。また、最低 2 名（1 名は現物を確認し、1 名は確認

リストを消し込む作業を行う。)で調査を行う運用に変更しました。

(令和4年10月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第46号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年10月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
吉藤設備	吉藤 倫義	奈良市杏町 588 番地の 1 プラティー ク T101	令和4年10月7日

(令和4年10月17日揭示済)

奈良市企業局告示第47号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年10月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 吉藤設備	代表取締役 吉藤 倫義	京都府長岡京市神足堂ケ内 8 番地 9	令和4年10月7日

(令和4年10月17日揭示済)

奈良市企業局告示第48号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年10月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社 木村建材 土木	代表取締役 木村 重孝	奈良市押熊町 2136 番地	令和4年10月17日

(令和4年10月17日揭示済)